

2020(令和2)年度伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく適合承認内容等公表データ

1. 基本計画に整合する建築開発事業

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
31伊都開第827号	伊賀市大内地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第785号	伊賀市玉瀧地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第16号	伊賀市畑村地内	農家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第69号	伊賀市玉瀧地内	分家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第71号	伊賀市湯舟地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第76号	伊賀市摺見地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第79号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第82号	伊賀市山畑地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第101号	伊賀市伊勢路地内	分家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第146号	伊賀市服部町地内	店舗・飲食店等、事務所	服部・西明寺沿道区域の基準に適合する建築開発事業（各用途部分が2階以下かつ床面積合計がそれぞれ1,500平方メートル以下）	—	
2伊都開第156号	伊賀市市部地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第169号	伊賀市西明寺地内	店舗・飲食店等	服部・西明寺沿道区域の基準に適合する建築開発事業（当該用途部分が2階以下かつ床面積1,500平方メートル以下）	○	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第201号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	服部・西明寺沿道区域の基準に適合する建築開発事業（開発面積1,000平方メートル未満）	—	
2伊都開第202号	伊賀市西明寺地内	事務所	服部・西明寺沿道区域の基準に適合する建築開発事業（当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500平方メートル以下）	—	
2伊都開第221号	伊賀市石川地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第222号	伊賀市石川地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第224号	伊賀市高畑地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業（開発面積1,000平方メートル未満）	—	
2伊都開第298号	伊賀市山出地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第315号	伊賀市玉瀧地内	分家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第349号	伊賀市長田地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第361号	伊賀市荒木地内	工場	幹線道路沿道区域（幹線道路地区）の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第392号	伊賀市菖蒲池地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第403号	伊賀市安場地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第404号	伊賀市予野地内	公民館、集会所	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第499号	伊賀市市部地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第501号	伊賀市上友生地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第502号	伊賀市高畑地内	農家住宅	幹線道路沿道区域（幹線道路地区）の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第549号	伊賀市白檜地内	分家住宅	幹線道路沿道区域（幹線道路地区）の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第557号	伊賀市笠部地内	分家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第607号	伊賀市玉瀧地内	農家住宅	保全区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第621号	伊賀市一之宮地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第630号	伊賀市白檜地内	倉庫業を営まない倉庫	幹線道路沿道区域（幹線道路地区）の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第632号	伊賀市東条地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第666号	伊賀市西之澤地内	倉庫業倉庫	工業用地区域の基準に適合する建築開発事業	○	
2伊都開第675号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	

2. 届出のみの建築開発事業（適合通知証交付有）

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
31伊都開第809号	伊賀市上野丸之内地内	集合住宅（高さ10m以下）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第811号	伊賀市佐那具町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第818号	伊賀市朝日ヶ丘町地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第821号	伊賀市下友生地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第822号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第823号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第828号	伊賀市緑ヶ丘西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第830号	伊賀市佐那具町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
31伊都開第834号	伊賀市広瀬地内	倉庫業を営まない倉庫の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	○	
2伊都開第5号	伊賀市朝屋地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
31伊都開第836号	伊賀市荒木地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第6号	伊賀市問屋町地内	倉庫業を営まない倉庫	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第10号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第11号	伊賀市四十九町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第17号	伊賀市上野幸坂町地内	ホテル・旅館	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第18号	伊賀市炊村地内	神社、寺院、教会等（寺院）の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第20号	伊賀市高尾地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第7号	伊賀市小田町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第19号	伊賀市上野幸坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第28号	伊賀市小田町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第30号	伊賀市上野丸之内地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第35号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第40号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第41号	伊賀市下柘植地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第21号	伊賀市治田地内	工場	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第48号	伊賀市長田地内	汚物処理場	都市計画事業の施行として行う建築開発事業	○	
2伊都開第50号	伊賀市野村地内	倉庫業を営まない倉庫、事務所	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業（各用途部分が2階以下かつ床面積合計がそれぞれ1500平方メートル以下）	—	R3. 5. 25一部廃止
2伊都開第54号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第58号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第47号	伊賀市西之澤地内	工場の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	○	R3. 7. 2廃止
2伊都開第51号	伊賀市御代地内	集合住宅（高さ10m以下）	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第56号	伊賀市西高倉地内	寺院の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第65号	伊賀市川合地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第68号	伊賀市北山地内	神社、寺院、教会等（神社）の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第70号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第73号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第75号	伊賀市朝日ヶ丘地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第98号	伊賀市波敷野地内	架空電線用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの	架空電線用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	—	
2伊都開第100号	伊賀市阿保地内	事務所	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業（当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500平方メートル以下）	○	
2伊都開第90号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第106号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第107号	伊賀市千歳地内	倉庫業を営まない倉庫、事務所	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第112号	伊賀市七本木地内	工場	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第114号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第70変1号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第104号	伊賀市希望ヶ丘東地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第125号	伊賀市柘植町地内	工場	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第136号	伊賀市波敷野地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第137号	伊賀市上野丸之内地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第138号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第140号	伊賀市四十九町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第142号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第108号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第139号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第144号	伊賀市上野丸之内地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第145号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第153号	伊賀市阿保地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第155号	伊賀市円徳院地内	集合住宅（高さ10m以下）の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	—	
2伊都開第157号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第160号	伊賀市希望ヶ丘西地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第126号	伊賀市ゆめが丘地内	工場	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
2伊都開第170号	伊賀市三田地内	集合住宅（高さ10m以下）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第147号	伊賀市三田地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第163号	伊賀市小田町地内	集合住宅（高さ10m以下）	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第164号	伊賀市生琉里地内	集合住宅（高さ10m以下）	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第175号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第176号	伊賀市八幡町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第185号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第186号	伊賀市緑ヶ丘中町地 内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第190号	伊賀市朝日ヶ丘町地 内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に 適合する建築開発事業	—	
2伊都開第191号	伊賀市西之澤地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	—	
2伊都開第199号	伊賀市上野西大手町 地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第205号	伊賀市猪田地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第206号	伊賀市川東地内	自動車車庫（農業用車庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第207号	伊賀市木興町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第208号	伊賀市上之庄地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第210号	伊賀市小田町地内	社会福祉施設	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第211号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第213号	伊賀市上之庄地内	畜舎の増改築等（倉庫）	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	○	R5. 12. 15廃止
2伊都開第216号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第223号	伊賀市山出地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第226号	伊賀市川西地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第227号	伊賀市猪田地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第200号	伊賀市上之庄地内	工場の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	○	
2伊都開第228号	伊賀市上野東町地内	集会所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第231号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第235号	伊賀市高畑地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第236号	伊賀市小田町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第239号	伊賀市甲野地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第240号	伊賀市予野地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第252号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第253号	伊賀市平野見能地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第230号	伊賀市大野木地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第256号	伊賀市上野福居町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第237号	伊賀市西湯舟地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第258号	伊賀市緑ヶ丘中町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第260号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第262号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第263号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第266号	伊賀市西高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第268号	伊賀市上野恵美須町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第273号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第270号	伊賀市上野紺屋町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第273変1号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第283号	伊賀市上野東日南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第285号	伊賀市上神戸地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築 開発事業	—	
2伊都開第274号	伊賀市西明寺地内	工場	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	○	
2伊都開第286号	伊賀市久米町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第293号	伊賀市上野寺町地内	神社、寺院、教会等（寺院）	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	○	
2伊都開第294号	伊賀市森寺地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	—	
2伊都開第295号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第297号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第301号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第299号	伊賀市柘植町地内	工場の増改築等（倉庫業を営まない倉庫）	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	○	
2伊都開第300号	伊賀市八幡町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第302号	伊賀市玉瀧地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第305号	伊賀市上神戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第307号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第310号	伊賀市上野桑町地内	診療所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第311号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第314号	伊賀市真泥地内	事務所の増改築等（トイレ）	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第318号	伊賀市緑ヶ丘西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第319号	伊賀市希望ヶ丘西地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第326号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第327号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第328号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第329号	伊賀市上野恵美須町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第330号	伊賀市千歳地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第332号	伊賀市生琉里地内	住居を主とする社会福祉施設（グループホーム）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第341号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第334号	伊賀市猪田地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第343号	伊賀市安場地内	倉庫業を営まない倉庫の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	R2. 11. 13廃止
2伊都開第347号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第348号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第164変1号	伊賀市生疏里地内	集合住宅（高さ10m以下）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第323号	伊賀市中友田地内	農業協同組合施設の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第333号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第350号	伊賀市高畑地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第353号	伊賀市久米町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第355号	伊賀市三田地内	自動車車庫	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第356号	伊賀市上林地内	事務所の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	—	
2伊都開第357号	伊賀市甲野地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第363号	伊賀市平野城北町地内	自動車車庫	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第359号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第368号	伊賀市平野西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第369号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第371号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第373号	伊賀市西明寺地内	事務所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第374号	伊賀市希望ヶ丘東地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第380号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第382号	伊賀市西高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第385号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第390号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第375号	伊賀市蓮池地内	射撃場	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第400号	伊賀市緑ヶ丘本町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第401号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第410号	伊賀市島ヶ原地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第412号	伊賀市上野丸之内地内	家庭裁判所で1年以内に原状回復する仮設の建築物等	1年以内に原状回復する仮設の建築開発事業等	○	
2伊都開第346号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第391号	伊賀市守田町地内	工場	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第423号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第424号	伊賀市上野田端町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第425号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第427号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第435号	伊賀市上野桑町地内	病院	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
2伊都開第436号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第433号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第434号	伊賀市野間地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	R3. 2. 18廃止
2伊都開第438号	伊賀市東谷地内	寺院の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第439号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第440号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第447号	伊賀市小田町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第442号	伊賀市希望ヶ丘東地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第443号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第448号	伊賀市治田地内	研究施設（工場、事務所）	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
2伊都開第449号	伊賀市平田地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第453号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第454号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第455号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第457号	伊賀市荒木地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第459号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第463号	伊賀市柘植町地内	倉庫業を営まない倉庫	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第471号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第476号	伊賀市上野魚町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第486号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第487号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第488号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第491号	伊賀市西高倉地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	—	
2伊都開第492号	伊賀市野村地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	—	
2伊都開第494号	伊賀市陽光台地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第496号	伊賀市上野丸之内地 内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第503号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第495号	伊賀市佐那具町地内	診療所	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	○	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第508号	伊賀市羽根地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第509号	伊賀市久米町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第513号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第514号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第515号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第516号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第521号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第522号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第526号	伊賀市小田町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第529号	伊賀市中柘植地内	神社・寺院・教会等 (寺院)の増改築等 (附属トイレ)	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150 (増築の場合は100分の50) 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	—	
2伊都開第504号	伊賀市佐那具町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第532号	伊賀市朝屋地内	倉庫業を営まない倉 庫 (農業用倉庫)	農林漁業を営むために行う建築 開発事業	—	
2伊都開第536号	伊賀市奥馬野地内	戸建住宅の増改築等 (附属車庫)	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150 (増築の場合は100分の50) 以下、拡張する敷地が既存の敷 地面積の100分の50以下である 建築開発事業	—	
2伊都開第537号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第539号	伊賀市上野田端町地 内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第540号	伊賀市千歳地内	工場の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150 (増築の場合は100分の50) 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	○	
2伊都開第552号	伊賀市平野西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第554号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第555号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第556号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第558号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第481号	伊賀市下柘植地内	集合住宅（高さ10m以下）	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	○	
2伊都開第559号	伊賀市別府地内	事務所	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業（当該用途部分が2階以下かつ床面積合計1,500平方メートル以下）	—	
2伊都開第565号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第566号	伊賀市炊村地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
2伊都開第569号	伊賀市陽光台地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第570号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第572号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第575号	伊賀市高畑地内	事務所の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第568号	伊賀市柘植町地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第576号	伊賀市上野桑町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第581号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第582号	伊賀市治田地内	メタン発酵施設及び堆肥化施設	特定行政庁が許可した建築開発事業	○	
2伊都開第583号	伊賀市緑ヶ丘東町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第593号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第595号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第602号	伊賀市上神戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第603号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第609号	伊賀市緑ヶ丘西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第614号	伊賀市緑ヶ丘本町地内	兼用住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第615号	伊賀市平野北谷地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第616号	伊賀市山出地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第618号	伊賀市川東地内	食堂の増改築等（食 材庫）	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	○	
2伊都開第624号	伊賀市平野西町地内	集合住宅（高さ10m以 下）	既存用途地域の基準に適合する 建築開発事業	—	
2伊都開第629号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第640号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第641号	伊賀市西条地内	事務所の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等 と同用途・類似用途かつ予定建 築物等の延べ面積等が既存の建 築物等の延べ面積等の100分の 150（増築の場合は100分の50） 以下である既存敷地内で行う建 築開発事業	○	
2伊都開第643号	伊賀市荒木地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	
2伊都開第645号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域 で、区画の変更を伴わない敷地 内で行う住宅建築開発事業（戸 建住宅かつ高さが10m以下のも のに限る。）	—	

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第655号	伊賀市朝屋地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第674号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第676号	伊賀市朝日ヶ丘町地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第678号	伊賀市下神戸地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
2伊都開第679号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第683号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第686号	伊賀市上野忍町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第690号	伊賀市愛田地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	R3. 11. 4変更

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
2伊都開第692号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第693号	伊賀市緑ヶ丘中町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第694号	伊賀市上野赤坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第695号	伊賀市川西地内	農家住宅の増改築等 (農業用倉庫)	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業	—	
2伊都開第701号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
2伊都開第703号	伊賀市予野地内	工場	条例附則第6項に規定する経過措置対象の建築開発事業	—	
2伊都開第706号	伊賀市別府地内	店舗・飲食店等	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
2伊都開第708号	伊賀市平田地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	

3. 届出のみの建築開発事業（適合通知証交付無）

事業の場所	事業の目的	事業着手予定日	事業完了予定日	敷地面積 3000㎡以上	備考
伊賀市佐那具町地内	資材置場等	令和2年6月10日	令和2年6月30日	—	
伊賀市西之澤地内	資材置場	令和2年6月1日	令和2年6月30日	○	
伊賀市朝屋地内	資材置場等	令和2年4月15日	令和2年5月15日	—	
伊賀市川東地内	駐車場用地	令和2年7月20日	令和2年8月31日	—	
伊賀市野村地内	資材置場	令和2年7月1日	令和2年7月31日	—	R3. 8. 5一部 廃止
伊賀市川西地内	駐車場	令和2年5月20日	令和2年8月31日	—	
伊賀市佐那具町地内	駐車場	令和2年8月17日	令和2年12月25日	—	
伊賀市新堂地内	資材置場等	令和2年6月9日	令和7年6月8日	○	
伊賀市服部町地内	資材置場等	令和2年7月1日	令和5年6月30日	○	
伊賀市円徳院地内	資材置場	令和2年12月1日	令和2年12月20日	—	
伊賀市服部町地内	車両置場	令和3年1月15日	令和3年2月28日	—	
伊賀市長田地内	屋外における土石そ の他の物件堆積	令和2年1月20日	令和5年1月19日	○	
伊賀市服部町地内	駐車場用地	令和3年1月15日	令和3年4月30日	○	
伊賀市安場地内	開発緑地の設置及び 開発緑地から工場用 地への変更	—	—	—	
伊賀市四十九町地内	駐車場	令和2年12月7日	令和3年3月31日	—	
伊賀市佐那具町地内	駐車場	令和2年12月25日	令和3年8月31日	—	
伊賀市西之澤地内	資材置き場等	令和2年11月1日	令和5年12月31日	—	
伊賀市服部町地内	駐車場	令和3年3月15日	令和3年8月31日	○	
伊賀市上阿波地内	オートキャンプ場	令和3年1月26日	令和3年4月20日	○	
伊賀市広瀬地内	車両置場	令和3年4月1日	令和3年5月31日	—	
伊賀市服部町地内	駐車場用地	令和3年5月1日	令和3年12月31日	○	
伊賀市真泥地内	駐車場用地	令和3年6月1日	令和3年9月30日	—	

4. 特定開発事業

(1) 認定証・適合通知証を交付した特定開発事業

認定番号	承認番号	事業の場所	事業の目的	認定の条件	認定の理由	敷地面積 3000㎡以上	備考
第R02-1号	2伊都開第276号	伊賀市高畑地内	事務所	・事業の特性から郊外立地に必然性があり、かつ交通環境や周辺環境に考慮した場所で、非効率な都市基盤への投資を生じさせないものであること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	
第R02-2号	2伊都開第275号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	・開発面積は5,000平方メートル以下であること ・戸当たり敷地面積は250平方メートル以上とし、緑地の空間を十分に確保すること ・予定建築物は戸建住宅のみとし、高さ10m以下とすること	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	
第R02-3号	2伊都開第272号	伊賀市千戸地内	社宅	・既存集落等との調和に配慮し、低層（高さ10m以下）で戸数は20戸以下とすること。 ・営農環境や景観の保全に十分配慮したものであること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	

認定番号	承認番号	事業の場所	事業の目的	認定の条件	認定の理由	敷地面積 3000㎡以上	備考
第R02-4号	2伊都開第277号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	・開発面積は5,000平方メートル以下であること。 ・戸当たり敷地面積は250平方メートル以上とし、緑地の空間を十分に確保すること。 ・予定建築物は戸建住宅のみとし、高さ10m以下とすること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	
第R02-5号	2伊都開第416号	伊賀市種生地内	農林漁業体験民宿等	・農家民宿等で、農山漁村余暇法に規定する営業形態とすること。 ・避難誘導設備等については、「農林漁業体験民宿開業の手引き」その他関係法令、通知等を遵守し適切に設置すること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	
第R02-6号	2伊都開第484号	伊賀市高畑地内	店舗（レストラン）	・周辺の集落の利用に供し、都市計画法第34条第1号に適合するものであること。 ・集客に伴う交通渋滞の発生等、周辺的生活環境及び市全体の都市構造に及ぼす影響を考慮し、非効率な都市基盤への投資を生じさせないものであること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	

認定番号	承認番号	事業の場所	事業の目的	認定の条件	認定の理由	敷地面積 3000㎡以上	備考
第R02-7号	2伊都開第619号	伊賀市治田地内	集合住宅（高さ10m以下）	・既存集落等との調和に配慮し、低層（高さ10m以下）で戸数は20戸以下とすること。 ・営農環境や景観の保全に十分配慮したものであること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	—	

4. 特定開発事業

(2) 不認定を通知した特定開発事業

※ 不認定を通知した特定開発事業は、ありません。